

環境月間に伴う「環境美化の日」について

1 目的

環境月間（6月1日～6月30日）にちなみ、日頃、清掃の行き届かない公共の場所等の清掃を実施し、環境保全と地球環境美化を図ると共に快適な生活環境を確保することを目的とする。

2 主 唱

環境省

3 実施団体

宮崎市（環境部）

4 協力団体

宮崎市自治会連合会

5 実施年月日

6月第1日曜日（小雨決行）

※雨天中止の場合は6月第2日曜日に延期

6 実施計画

各自治会による公共の場所の清掃

(参考) 環境省のホームページから転写

環境の日及び環境月間とは

6月5日は環境の日です。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」（平成5年）が「環境の日」を定めています。

「環境基本法」は、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるという「環境の日」の趣旨を明らかにし、国、地方公共団体等において、この趣旨にふさわしい各種の行事等を実施することとしています。

我が国では、環境庁の主唱により、平成3年度から6月の一ヶ月間を「環境月間」とし、全国で様々な行事が行われています。世界各国でも、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため様々な行事が行われています。